

【商品概要説明書】



教育ローン

(令和7年12月2日現在)

商品名	教育ローン
ご利用いただける方	<p>次のすべての条件を満たす方</p> <p>①お借入時満18歳以上満65歳未満の方</p> <p>②現職の組合員で勤続年数が1年以上の方</p> <p>③幼稚園、小学校、中学校、高校、短大、大学、大学院、専門学校、予備校及びカルチャースクール等に入学する又は在学している子弟を有する方</p> <p>④全国保証株の保証が受けられる方</p>
資金使途	<p>1年以内に必要と見込まれる以下の資金にご利用いただけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学金、授業料及び施設設備費等の学校納付金 ・受験料、交通費及び宿泊費等の受験費用 ・敷金、家賃、引越費用及び同居時の家財購入等の住居費用 ・仕送り資金（月5万円を上限とします。） ・その他在学中に必要な資金（教材費、通学費用、留学費用及びクラブ活動に係る費用等） ・他の金融機関でお借入中の教育ローンのお借換え資金 <p>※申込以前3か月以内にお支払いされた費用についてもご利用いただけます。</p>
ご融資の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・奨学金借換えローンと合算して1,500万円以内（1万円単位） <p>※所得証明資料として「給与等支給明細書」をご用意された場合は、当組合所定の方法により税込年収相当額を算出します。</p>
ご返済期間	1年以上15年以内（1年単位）
金利	<p>< 固定金利型 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・お借入期間中、金利の見直しはございません。 ・お借入金利は、月1回決定します。ただし、市場の金利動向によっては月中に変更させていただく場合があります。最新のお借入金利については、窓口又はホームページでご確認ください。
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> ・「元金均等返済」と「元利均等返済」からお選びいただけます（返済方法の切替えも可能です。）。 ・「毎月返済」と「毎月返済と賞与月（年2回）」からお選びいただけます。 <p>※元金均等返済とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎回一定の元金に利息を加えた金額をご返済いただきます。 ・元利均等返済と比較すると、元金の減少が早くなるため、同じお借入期間の場合、総支払利息は少なくなります。 <p>※元利均等返済とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎回一定額（元金及び利息の合計額）でご返済いただきます。 ・元金均等返済と比較すると、お借入当初の返済額は少ないですが、同じお借入期間の場合、総支払利息は多くなります。
保証	<ul style="list-style-type: none"> ・全国保証株が保証しますので、保証人は原則として必要ありません（保証料は当組合負担。）。
手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・繰上返済手数料及び条件変更手数料等の手数料は無料です。
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>[苦情処理措置]</p> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、営業店又は業務部にお申し出ください。</p> <p>【大阪府警察信用組合業務部】 06-6941-2003</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日及び組合の休業日は除きます。）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス https://osaka-keishin.co.jp/</p> <p>[紛争解決措置]</p> <p>公益社団法人民間総合調停センター（電話：06-6364-7644）又は東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記当組合業務部又はしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから直接、民間総合調停センターや仲裁センター等にお申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京都以外の地域のお客さまからの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム</p>

	<p>等により、共同して解決にあたります。</p> <p>※移管調停、現地調停は、全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センターにご相談ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日及び協会の休業日は除きます。）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456</p> <p>住所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p>
<p>その他参考事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・退職時にお借入残高がある場合は、原則として退職手当で全額返済していただきます。 ・審査の結果によっては、ご利用のご希望にそえない場合もありますのでご了承ください。
<p>お申込時の必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ローン申込書一式……当組合窓口にご用意しております。 ・所得証明資料……源泉徴収票又は給与等支給明細書（直近の写し） ・本人確認書類……運転免許証、個人番号カード等 ・資金使途証明資料 <ul style="list-style-type: none"> ○学校納付金……納付書、振込通知書、案内文書等 ○受験費用……振込通知書、領収証等 ○住居費用……賃貸借契約書、パンフレット等 ○在学中の費用……資金使途及び金額を確認できる資料 ・お借換え資金の場合……返済予定表 ・当組合のお届印